

2014年度「山形県地域別最低賃金」が決定!!

8月20日「第3回山形地方最低賃金審議会」が開催され、公益委員・労働者委員・使用者委員全会一致で決定し、山形労働局長に答申され決定しました。

山形県地域別最低賃金

680円 (+15円) /時給

発効日 2014年10月17日

※ 山形県の地域別最低賃金は、発効日より 1時間680円 となります。

【最低賃金とは?】

1. 最低賃金は、働いて受け取る賃金の最低時給額を、法的に決定し、保護する制度です。
2. この最低賃金は、全ての労働者に適用され、この金額以下で働かせた場合、罰則が適用されます。また、減額の特例や、最低賃金を計算するうえで対象とならない賃金もあります。 (詳しくは連合山形ホームページ労働相談「よくある質問 Q&A」をクリックしてご覧ください。)
3. 最低賃金には、都道府県ごとの地域別最低賃金（パートや外国人労働者を含む全ての労働者に適用されます。）と、指定の産業ごとに設定される特定（産業別）最低賃金【都道府県の特定の産業ごとに設定され、該当産業で働く労働者に適用されます。】 **(審議中)** の2種類があります。

業 種	2013年度最賃
一般機械	754円/時給
電気機械	744円/時給
自動車・同附属部品	756円/時給
自動車整備	758円/時給



2014年度地域別最低賃金額改正状況

連合 労働条件・中小労働対策局

03-5295-0517

ラン ク	都道府 県名	2013年度 最低賃金額 時間額	2014年度改定 最低賃金額			2014年度決定状況					指 定 発	発効日
			時間額	引上げ額	率	専門部会 決定日	6条 5項	採 決	審議会 結審日	採 決		
A	東京	869	888	19	2.19%	8月4日		△☆	8月5日	△☆		10月1日
	神奈川	868	887	19	2.19%	8月5日		●	8月5日	●		10月1日
	大阪	819	838	19	2.32%	8月11日		▲	8月11日	▲		10月5日
	愛知	780	800	20	2.56%	8月4日		○	8月5日	○		10月1日
	千葉	777	798	21	2.70%	8月5日		●	8月5日	●	指	10月1日
B	埼玉	785	802	17	2.17%	8月4日		○	8月4日	○	指	10月1日
	京都	773	789	16	2.07%	8月21日		●	8月25日	●		10月22日
	兵庫	761	776	15	1.97%	8月5日	有	○	—	—		10月1日
	静岡	749	765	16	2.14%	8月8日		●	8月11日	●		10月5日
	三重	737	753	16	2.17%	8月5日		○	8月5日	○	指	10月1日
	広島	733	750	17	2.32%	8月5日		○	8月5日	○		10月1日
	滋賀	730	746	16	2.19%	8月12日		▲	8月12日	▲		10月9日
	栃木	718	733	15	2.09%	8月5日	有	○	—	—		10月1日
	茨城	713	729	16	2.24%	8月6日		○	8月8日	○		10月4日
	長野	713	728	15	2.10%	8月5日		△	8月5日	△		10月1日
	富山	712	728	16	2.25%	8月5日	有	○	—	—		10月1日
C	北海道	734	748	14	1.91%	8月12日		○	8月12日	○		10月8日
	岐阜	724	738	14	1.93%	8月4日		○	8月4日	○	指	10月1日
	福岡	712	727	15	2.11%	8月8日		●	8月11日	●		10月5日
	奈良	710	724	14	1.97%	8月6日		○	8月7日	○		10月3日
	群馬	707	721	14	1.98%	8月11日		△	8月11日	△		10月5日
	山梨	706	721	15	2.12%	8月5日		○	8月5日	○		10月1日
	石川	704	718	14	1.99%	8月11日		▲		▲		10月5日
	岡山	703	719	16	2.28%	8月8日		○	8月11日	○		10月5日
	新潟	701	715	14	2.00%	8月8日		▲	8月8日	▲		10月4日
	福井	701	716	15	2.14%	8月8日		△☆	8月8日	△☆		10月4日
	和歌山	701	715	14	2.00%	8月19日		▲	8月20日	▲		10月17日
	山口	701	715	14	2.00%	8月5日		○	8月5日	○		10月1日
	宮城	696	710	14	2.01%	8月19日	有	○	—	—		10月16日
	香川	686	702	16	2.33%	8月5日	有	○	—	—		10月1日
D	福島	675	689	14	2.07%	8月6日		●	8月8日	●		10月4日
	徳島	666	679	13	1.95%	8月5日		▲	8月5日	▲		10月1日
	愛媛	666	680	14	2.10%	8月18日	有	○	—	—		10月12日
	青森	665	679	14	2.11%	8月22日		●	8月26日	●		10月24日
	岩手	665	678	13	1.95%	8月8日		▲	8月8日	◆		10月4日
	秋田	665	679	14	2.11%	8月11日	有	○	—	—		10月5日
	山形	665	680	15	2.26%	8月19日		○	8月20日	○		10月17日
	鹿児島	665	678	13	1.95%	8月18日		▲	8月22日	▲		10月19日
	鳥取	664	677	13	1.96%	8月6日		○	8月8日	○		10月8日
	島根	664	679	15	2.26%	8月11日	有	○	—	—		10月5日
	高知	664	677	13	1.96%	8月27日		▲		▲		
	佐賀	664	678	14	2.11%	8月8日		●	8月8日	●	指	10月4日
	長崎	664	677	13	1.96%	8月5日		▲	8月5日	▲		10月1日
	熊本	664	677	13	1.96%	8月5日		▲	8月5日	▲		10月1日
大分	664	677	13	1.96%	8月7日	有	○	—	—		10月4日	
宮崎	664	677	13	1.96%	8月19日	有	○	—	—			
沖縄	664	677	13	1.96%	8月26日		▲		▲			
	加重平均	764										

※ 決定状況表示 ○: 全会一致 ●: 使用者側反対 ▲: 労働者側反対 ☆: 使用者側一部反対 △: 労働者側一部反対
 ■: 使用者側退席 ◆: 労働者側退席 □: 使用者側一部退席 ◇: 労働者側一部退席
 ※ 加重平均は、厚生労働省発表による

もう、チェックした？



山形県



最低賃金

680

時間額

円

平成26年10月17日から！

※産業によって、特定最低賃金が定められているものがあります。

年齢に関係なく、パートや学生アルバイトなどを含め、
すべての労働者に適用されます。

賃金が最低賃金以上になっているか、確認してみましょう。



必ずチェック最低賃金！使用者も、労働者も。

電話でチェック！

山形労働局労働基準部賃金室
023-624-8224

ウェブでチェック！

最低賃金制度

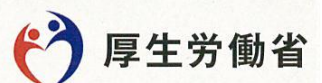
検索

スマホでチェック！



最低賃金未満の労働契約は、無効です。

最低賃金に関するお問い合わせは山形労働局または最寄りの労働基準監督署へ





最低賃金って・・・？



働くすべての人が対象！



都道府県ごとに決められていて、毎年改定！



最低賃金未満の労働契約は無効！



地域別最低賃金の不払は50万円以下の罰金！



賃金が、最低賃金額以上になっているか確認してみよう！



[最低賃金の比較方法]

1 時間給の場合

▶ 時間給 \geq 最低賃金額 (時間額)

2 日給の場合

▶ 日給 \div 1日所定労働時間 \geq 最低賃金額 (時間額)

ただし、日額が定められている特定最低賃金が適用される場合には、
日給 \geq 最低賃金額 (日額)

注) 日給を所定労働時間数で除した場合に、その金額が地域別最低賃金額を下回る場合には当該地域別最低賃金が適用されます。

3 月給の場合

▶ 月給 \div 1か月所定労働時間 \geq 最低賃金額 (時間額)

4 上記1~3の
組み合わせの場合

例えば基本給が時間給制で各手当 (職務手当など) が月給制などの場合は、それぞれ上記の1、3の式により時間額に換算し、それらを合計したものを最低賃金額 (時間額) と比較します。

※ 最低賃金額との比較にあたって、次の賃金は算入しません。

① 臨時に支払われる賃金 (結婚手当など)

② 1か月を超える期間ごとに支払われる賃金 (賞与など)

③ 所定労働時間を超える時間の労働に対して支払われる賃金 (時間外割増賃金など)

④ 所定労働日以外の日の労働に対して支払われる賃金 (休日割増賃金など)

⑤ 午後10時から午前5時までの間の労働に対して支払われる賃金のうち、通常の労働時間の賃金の計算額を超える部分 (深夜割増賃金など)

⑥ 精皆手当、通勤手当および家族手当